

# ほっとハウスにしあつ（放課後等ディサービス）

## 法人理念

児童福祉事業において、児童の健やかな育成を図り、障害のある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現を目指します。

## 支援方針

特別支援学校や支援学級に在籍している小学生から高校生までの児童を対象に、それぞれの特性や発達段階に応じた活動提供を行います。また、社会資源を活用した社会参加を通じて、生活に必要なスキルの習得や学校や家庭とは異なる場での経験を重ねながら、一人ひとりの発達のお手伝いを行います。

## サービス提供時間

月～金：学校終了後～18:30

土曜・長期休暇：10:00～16:00

サービス提供時間には送迎時間は含まれていません。

## 1日の流れ (例：平日)



## 支援内容

個々のニーズや障害特性、成長過程に合わせて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」および「地域支援」を行います。

### ○本人支援

児童発達支援ガイドラインなどに記載されている「5領域」に基づく支援を行います。

### ○家族支援

学校や自宅への送迎を行います。送迎時に活動中の様子をお伝えし、必要に応じて相談支援を行います（概ね6ヶ月に1回以上個別面談を行います）。

### ○移行支援

卒業後の進路先および学校・関係機関と連携し、安心して次のステップに進めるよう支援を行います。

### ○地域支援

関係機関で連携し、日常生活や支援に活用するための情報共有を行います。

## 主な行事

- 外出活動や調理（お菓子作り活動）などを行っています。
- クリスマス会、七夕、夏祭り、節分などの季節行事を行っています。



## 職員の質の向上

- 専門性向上のため新任職員へのOJTを実施しています。
- 経験年数に応じたスキルアップ研修の実施や、プロジェクトにおいてサービスの質の向上を目指しています。

## 支援プログラム

令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定に伴い、総合的な支援と事業所が提供する支援の見える化を進める観点から、運営基準（※）において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が求められることとなりました。当法人の放課後等デイサービスでは、以下の5領域に基づく支援を実施しています。

5領域	支援内容	活動プログラム
健康・生活	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康状態の把握と状況に応じた対応を行う。</li><li>・こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。</li><li>・生活習慣や生活リズムの形成と病気の予防や安全への配慮を行う。</li><li>・生活に必要な基本的スキル（食事、衣類着脱など）が獲得できるよう支援する。</li><li>・障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。</li><li>・より生活しやすい環境にしていくためのマネジメントスキル（自分の行動や感情の調整、他者への働きかけなど）を育成する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別課題（箸・スプーンの使用、ボタンの付け方等）</li><li>・食事支援、調理活動</li><li>・排泄支援</li></ul> など
言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・言語、表情、身振り、各種機器（タブレット等）などを用いた意思のやりとりや、状況に応じたコミュニケーションがとれるよう支援する。</li><li>・相手の意図の理解や自分の考えの伝達など、言語を受容し表出することができるよう支援する。</li><li>・言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身につけることができるよう支援する。</li><li>・人との関わり方についての学び等を含めたコミュニケーション能力向上のための支援をする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別課題（なぞり書き、文字全般の練習、プリント学習等）</li><li>・スケジュールや絵カードの使用</li><li>・創作活動、アート活動</li><li>・言葉遊び、レクリエーション</li></ul> など
運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活に必要な姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、筋力の維持・強化などを行う。</li><li>・姿勢保持や運動・動作が困難な場合は、様々な補助用具等の補助的手段を活用し支援する。</li><li>・日常生活や社会的な場面における移動能力の向上を行う。</li><li>・遊び等を通して視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚の活用を行う（感覚の補助及び代行手段を活用し支援する）</li><li>・感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別課題（マッチング、ペグ差し）</li><li>・創作活動、アート活動</li><li>・散歩、公園外出</li><li>・運動（ラジオ体操やダンス等）</li></ul> など
人間性・社会性	<ul style="list-style-type: none"><li>・アタッチメント（愛着）の形成と安定につながるよう支援する。</li><li>・自分の感情や気持ち、生理的な状態像に関心をもつことができるようになり、変化の幅が少なく安定した情緒の下で生活できるよう支援する。</li><li>・人間関係の形成に必要な、他者の気持ちや意図の理解や場に応じた適切な行動ができるよう支援する。</li><li>・様々な遊びを通じて、社会性の発達や対人関係の構築、相互理解や仲間づくりにつながるよう支援する。</li><li>・自己の理解（得意不得手や行動の特徴等）と気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるよう支援する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・グループ活動</li><li>・外出活動</li><li>・買い物活動</li><li>・調理活動</li><li>・創作活動</li><li>・レクリエーション</li><li>・手遊びや読み聞かせ</li></ul> など
認知・行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・認知の特性を理解し、適切に情報処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。</li><li>・感覚を活用し、認知機能の発達を促す支援を行う。</li><li>・環境や状況を把握・理解し、的確な判断や行動に繋げることができるよう支援する。</li><li>・形・色・音の変化、重さ、空間、時間等の概念の形成と、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。</li><li>・行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別課題（マッチング、時計を使い時間を意識して活動する練習等）</li><li>・創作活動</li><li>・スケジュールや絵カードの使用</li></ul> など

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年 厚生労働省省令第15号)

令和7年3月1日 作成